

佐世保市立江上小学校育友会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は江上小学校育友会と称する。
- 第2条 本会は本校に在籍する児童の父母または、保護者と本校教職員の内、本会の主旨に賛同する者で組織する。
- 第3条 本会は学校教育に協力し、家庭と学校と社会とがその責任を分かち合い、力を合わせて児童の福祉を増進し、合わせて会員相互の研修と理解に努め、民主教育の推進を期する。
- 第4条 本会は事務所を江上小学校に置く。

第2章 事業

- 第5条 本会は目的を達成するために、概ね次の事業を行う。
- 1、よい会員となるために会員相互の融和を図り、修養研さん並びにレクリエーションを助成する。
 - 2、学校と家庭、社会の緊密な連携を保ち、学校及び地域の環境を整備する。
 - 3、児童の健全育成と安全対策に努める。
 - 4、その他、本会の目的を達成するための必要な事業を行う。

第3章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 1、会長 1名 (P)
 - 2、副会長 4名 (P 男性1名、女性2名、教頭)
 - 3、庶務 2名 (P 1名、T 1名)
 - 4、専門部部长 5名 (P ※学年部・文化部・生活体育部・保健部・母の会各1名)
 - 5、監査 2名 (P)
 - 6、顧問 若干名 (校長を含む)
- 役員の内任期は、1カ年とする。ただし再選を妨げない。

- 第7条 役員を選出は次の通り行う。
- 1、会長、副会長、庶務、専門部部长の選出は次の通り行う。
 - (1) 役員候補選出のために選挙管理委員会を10月末までに設置する。選挙管理委員会の下部組織として学年別推薦委員会を設置する。
 - (2) 選挙管理委員会は庶務を委員長として、学年部長、文化部長、生活体育部長、保健部長、母の会部長で構成する。
 - (3) 学年別推薦委員会は1年から5年の学級評議員で構成する。
 - (4) 選挙管理委員会は役員候補立候補・推薦受け付けの告示を11月1日に行い、役員候補立候補の届け出は11月末日に締め切る。役員候補推薦の届け出は11月15日に締め切り、締め切り後1週間以内に被推薦者に対し推薦があった旨を通知する。被推薦者が推薦を辞退する場合は11月末日までにその旨を選挙管理委員会に届け出る。
 - (5) 選挙管理委員会は1つの役職に対し複数の立候補・推薦がある場合、役員候補立候補締切日より1週間以内に役員候補選挙の告示をし、告示後1週間以内に役員候補選挙を実施する。
 - (6) 役員候補立候補・被推薦者が定数に満たない場合、選挙管理委員会より推薦し、12月15日までに、被推薦者に対し推薦があった旨通知する。被推薦者が推薦を辞退する場合は12月20日までにその旨を選挙管理委員会に届け出る。
 - (7) 12月20日までに、役員候補・被推薦者が定数に満たない場合、12月中に選挙管理委員会が学年別推薦委員会に役員候補の推薦を依頼する。ただし、立候補、推薦、選挙の結果、役員候補となったものがある場合、その者が所属する学級への推薦依頼は行わない。当該学級からは役員候補決定者以外の選出は不要である。
 - (8) 学年別推薦委員会は選挙管理委員会の依頼により、1月末日までに各学級1名の役員候補を推薦する。
 - (9) 立候補、推薦、選挙の結果、役員候補となった者、学年別推薦委員会から推薦された役員候補は、選挙管理委員会立会いの下協議し、2月15日までに役職を割り当てる。
 - (10) 推薦された役員候補は総会において承認後、役員として決定する。
 - 2、監査の選出は次の通り行う。
 - (1) 新年度、4月15日までに1年から2名の監査候補を選出する。
 - (2) 推薦された監査候補は総会において承認後、監査として決定する。
 - 3、顧問は総会において会長が委嘱する。

第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1、会長は会務を統括し、会議を招集する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長事故等があるときは、その職を代行する。第9条2、3の議長となる。
- 3、庶務は本会の記録並びに書類の発送を収受し、会計を補佐する。選挙管理委員会委員長を兼務する。
- 4、専門部部長は各専門部会の事業を担当し、その計画・運営に当たる
- 5、監査は会務並びに会計を監査する。
- 6、顧問は会長の諮問に応え、重要案件の会議に参画する。

第4章 会 議

第 9 条 本会の会議は次の通りとする。

- 1、総会
- 2、役員会
- 3、評議員会
- 4、専門部会
- 5、会計監査会
- 6、その他育友会に関する一切の会合

第10条 (総会)

- 1、総会は本会の重要決議機関で、年1回以上持つ。
- 2、総会は決算並びに役員承認・選出、会則の変更その他重要事項を決定する。
- 3、総会の議決は出席者の過半数以上の同意をもって決定する。
- 4、可否同数の場合は議長の採決とする。

第11条 (役員会)

役員会は正副会長、庶務、専門部部長をもって組織し、必要に応じて開催し、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第12条 (評議員会)

- 1、評議員会は役員、学級評議員、地区評議員及び本校教職員若干名をもって構成する。
- 2、学級評議員は新年度4月28日までに各学級4名を選出し、1名を学年部、3名を専門部に配属する。
- 3、地区評議員は1月末日までに各地区1名を選出する。地区数については、12月末日までに地区の合併、分離の届け出を受け付け、役員会での承認後、確定する。
- 4、評議員会は年2回開催する。但し、会長または評議員の3分の1以上の要求により臨時に開催することができる。
- 5、評議員会は各種会議の意見を反映して本会運営の主体となり、各部の事業を検討し調整する。

第13条 (専門部会)

- 1、各部の事業を担当しその計画・運営に当たるために、専門部部員と担当教師とをもって構成し、各部に正副部長各1名を置く。
- 2、専門部と事業内容は次の通り。
〔学年部〕 学年の教育活動援助のため、その企画・推進を図り、懇談会、学校給食の研究協力・試食会、ベルマーク、その他学校行事を調整・推進する
〔文化部〕 広報活動、会員の研修
〔生活体育部〕 校外での生活・安全指導の推進、交通安全意識の高揚・指導の推進、生活環境の安全点検・確保の推進、体育施設に関する事項・活動の援助、会員のレクリエーション
〔保健部〕 保健施設に関する事項・活動の援助、学校保健委員会への参加
〔母の会部〕 学校行事の援助、婦人としての研さん、交通安全母の会への参加。
- 3、その他すべての育友会活動に関し、各専門部は互いに協力する。

第14条 (会計監査会)

会計監査会は監査をもって構成し、正副会長、庶務立会いの下、会計監査を行う。

第5章 会 計

第15条 本会の経費は会費、その他の収入をもってあて、会費は1世帯当たりとし、徴収方法については別途定める。

第16条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第17条 本会の予算及び決算は総会の承認を要する。

第18条 監査は会計監査の結果を総会において報告する。

第6章 会 則

- 第19条 本会の会則は総会において改正する。
第20条 本会の運営に関して必要な内規は、この会則に反しない限りにおいて評議員会の議決を経て定める。
1、会員並びに児童に関する慶弔に関すること。
2、永年勤続者、功労者の表彰に関すること。

第7章 事務補助員

- 第21条 本会に事務補助員を置く。
第22条 雇用契約は会長が結ぶ。
第23条 事務補助員は本会の事務を取り扱い、会計業務を行う。

慶弔規定

- 第1条 本会のために特に功労大なりと認めた場合は感謝状及び記念品料（3,000円）を贈る。
第2条 会員にして国・県・市等より教育に関する榮譽の表彰を受けた場合は記念品料（3,000円）を贈り祝意を表す。
第3条 連続5年以上役員を歴任した場合は感謝状及び記念品料（3,000円）を贈る。但し、贈呈は退任する時とする。
第4条 児童にして他の模範となり表彰することが教育的影響大なりと認めた場合は賞状・賞品（2,000円）を贈り表彰する。
第5条 役員退職の場合は記念品料を贈る。初年度1,000円、次年度より1,000円の年数倍の計算による。
第6条 学校職員の場合は記念品料を贈る。前条の計算によるものとする。
第7条 正会員の死亡の場合は香料（5,000円）を贈る。
第8条 児童死亡の場合は香料（5,000円）を贈る。
第9条 役員在任中死亡した場合は香料（10,000円）を贈る。
第10条 その他特別な場合は役員会の協議による。

- 附則 この改正規則は平成2年4月17日より実施する。
この改正規則は平成16年5月7日より実施する。
この改正規則は平成21年4月28日より実施する。
この改正規則は平成21年5月1日より実施する。
この改正規則は平成22年4月28日より実施する。
この改正規則は平成29年4月21日より実施する。
この改正規則は平成30年4月27日より実施する。
この改正規則は平成31年4月26日より実施する。
この改正規則は令和2年6月1日より実施する。